

岩倉市五条川小学校区統合保育園基本構想策定支援業務
プロポーザル実施要領

1 業務名 岩倉市五条川小学校区統合保育園基本構想策定支援業務

2 目的

岩倉市公共施設再配置計画及び岩倉市公立保育園適正配置方針に沿って、北部保育園、仙奈保育園及び子ども発達支援施設あゆみの家を統合し新たな保育園を建設するに当たり、子どもの保護者や保育士、その他子育て支援施策に関心の高い市民の意見を反映させるため附属機関として岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置して基本構想を策定する。

そのため、この検討委員会において、技術的な見地からの情報提供等を行いながら会議の運営を支援し、基本構想を取りまとめていくことができる事業者を選定するためにプロポーザルを実施する。

3 業務の概要

(1) 業務内容

岩倉市五条川小学校区統合保育園基本構想策定支援業務仕様書（別添1）のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

(3) 業務委託料上限額

5,258,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 事務局

岩倉市役所教育こども未来部子育て支援課 保育グループ

〒482-8686

愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

電話 0587-38-5810（直通）

FAX 0587-66-6380

電子メールアドレス kosodateshien@city.iwakura.lg.jp

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く

5 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (2) 参加表明書その他別に定める提出書類（以下「参加表明書等」という。）を提出する日において、令和4年度岩倉市入札参加資格者名簿の建築設計の業種登録事業者
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者
- (4) 前号に規定する者で、当該事務所に建築士法第10条第1項の規定による業務の停止を命ぜられ、又は免許を取り消された建築士が属していないもの
- (5) 参加表明書等を提出した日から当該業務の契約を締結する日までに、岩倉市指名停止取扱要領（平成28年10月1日施行）による指名停止の措置を受けていない者
- (6) 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年9月27日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置となる法人等のいずれかに該当しない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者

6 参加条件

- (1) 参加表明書等を提出する者は、単体企業であること。
- (2) 参加表明書等を提出する者は、平成24年4月以降に園児数150人以上で、延床面積が1,500㎡以上の認可保育所または認定こども園の、新築・改築の実施設計を元請けとして履行した実績があること。

7 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1）
- イ 事務所の概要（様式第2）
- ウ 事務所の同種・類似業務実績（様式第3）
- エ 総括責任者の経歴等（様式第4）
- オ 受託した場合の各分野主任技術者の主な業務実績（様式第5）
- カ その他必要な附属書類

※各様式の記入の仕方及び必要な附属書類については参加表明書等作成要領に従うこと

(2) 提出部数

- 1部

(3) 提出期間

令和4年4月21日（木）から令和4年5月13日（金）まで

(4) 提出場所

事務局（4に記載）

(5) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は書留郵便等で送付し、電話で到着の確認をとること。

8 質問及び回答

参加表明及び企画提案に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

プロポーザルに関する質問書（様式第6）

(2) 提出期間

令和4年4月21日（木）から令和4年4月26日（火）まで

(3) 提出先

岩倉市役所教育こども未来部子育て支援課

電子メールアドレス kosodateshien@city.iwakura.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。送信後は、電話連絡により受信確認を行なうこと。なお、電話及び直接来庁による質問には応じないものとする。

(5) 回答方法

令和4年5月10日（火）午後5時15分までに、市ホームページに掲載するものとする。

9 企画提案書等の提出依頼

参加表明書等の書類審査（第一次審査）後、プロポーザルへの参加資格確認の結果及び提案書等の提出依頼について、令和4年5月18日（水）に、郵送及び電子メールにより通知する。

10 企画提案書等の提出

提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

次の事項について記載すること。ただし、A4版縦の横書きで10ページ以内とする。

・計画策定の実施方針

五条川小学校区統合保育園の基本構想策定を支援するに当たっての基本

的な考え方、重視する視点、策定支援業務の特徴等について記述すること。

- ・計画策定支援の内容と方法

現状把握や課題の整理方法等、基本構想策定支援業務全般についての業務内容を提案すること。

(別添1 岩倉市五条川小学校区統合保育園基本構想策定支援業務仕様書を参照すること。)

- ・業務実施体制

業務責任者・担当者等の構成・役割、担当者の経歴・経験年数・実績について記載すること。

- ・業務スケジュール表

スケジュールを提案すること。

- ・検討委員会への関与、提言について記述すること。

- ・その他提案事項

- イ 見積書(任意様式)

- ・見積書記載金額は、本業務の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む。)を別々に記載し、さらにそれらの合計額を明記すること。

- ・見積年月日を記載すること。

- (2) 提出部数

- ア 企画提案書は、正本1部、副本5部(正本1部以外はコピー可)

- イ 見積書は、正本1部を封筒に入れ、封筒表面に件名及び裏面に住所・事業者名(名称及び代表者名)を記載し、封筒継目に封印すること。

- (3) 提出期間

令和4年5月18日(水)から令和4年6月10日(金)まで

- (4) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は書留郵便等で送付し、電話で到着の確認をとること。

- (5) 提出先

事務局(4に記載)

1.1 選定概略

- (1) 第一次審査(書類審査)

参加表明書等を審査し、ヒアリング要請者として、3者程度を選定する。結果の通知については9に記載のとおりとする。

- (2) 第二次審査

企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングにより評価し、最優秀者1者、を選定する。(実施予定日 6月23日(木)午前)

審査は、岩倉市五条川小学校区統合保育園基本構想策定支援業務プロポーザル選定委員会が行う。

委員長：教育こども未来部長

委員：総務部長、健康福祉部長、建設部長、消防長

(3) 選定基準

選定にあたっては、主に以下の項目について評価し選定を行う。

- ア 岩倉市の子ども・子育て支援施策・事業の現状についての理解
- イ 基本構想策定に対する基本的な考え方、企画提案事項の的確性・実現性・独創性及び環境への配慮
- ウ 検討委員会への課題設定や情報提供等の運営補助に関する企画提案事項の的確性・実現性・独創性
- エ 業務遂行の体制、取り組み方針
- オ 類似業務の実績

1 2 選定結果の通知

企画提案のあった全事業者に対し、令和4年6月下旬に書面により選定結果を通知する。

1 3 契約等

- (1) 審査の結果選定された事業者を本業務にかかる随意契約の相手方として、契約を締結するものとする。
- (2) 本委託業務は、仕様書に記載する業務内容を遂行し、令和4年度末までに成果品等を納品するものとする。

1 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出期限等がこの要領に該当しないもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされているもの。
- (3) 見積書の金額が、本要領3(3)の上限額を超えているもの。
- (4) 選定に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。

1 5 その他

- (1) 提出書類は返却しない。また、提出された企画提案書については、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について、今後の参考とすることがある。
- (2) 提案書の作成及び提出、プレゼンテーションにかかる費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類の変更は、原則として認めない。

16 スケジュール

内容	期限等
プロポーザル実施要領の公表・配布	令和4年 4月21日(木)
参加表明書等受付期間	令和4年 4月21日(木) から 令和4年 5月13日(金) まで
質問書の受付期限	令和4年 4月21日(木) から 令和4年 4月26日(火) まで
質問に対する回答	令和4年 5月10日(火) まで
第一次審査(書類審査)	令和4年 5月18日(水)
参加資格確認結果通知及び提案書等提出依頼	令和4年 5月18日(水)
企画提案書等の提出期限	令和4年 6月10日(金) まで
第二次審査(プレゼンテーション)	令和4年 6月23日(木) 午前
選定結果通知送付	令和4年 6月下旬予定
契約締結	令和4年 6月下旬予定

17 参考資料

(1) 岩倉市ホームページ

- ・第5次岩倉市総合計画 岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 岩倉市公共施設再配置計画
[トップページ > 市政情報 > 市の計画・取組 > 将来計画](https://www.city.iwakura.aichi.jp/category/5-4-1-1-0.html)
<https://www.city.iwakura.aichi.jp/category/5-4-1-1-0.html>
- ・子ども・子育て支援事業計画
[トップページ > 健康・福祉 > 児童福祉 > 岩倉市子ども・子育て支援事業計画](https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000000192.html)
<https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000000192.html>
- ・岩倉市公立保育園適正配置方針
[トップページ > 健康・福祉 > 児童福祉 > 岩倉市公立保育園適正配置方針](https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000002770.html)
<https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000002770.html>
- ・統合保育園建設候補地域の選定について
[トップページ > 健康・福祉 > 児童福祉 > 「五条川小学校区統合保育園の建設候補地域の選定について\(案\)」のパブリックコメントについて](https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000005768.html)
<https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000005768.html>